

## ■ ■ 第4部 事後評価



## 第4部 事後評価

### 1. 事後評価の考え方

#### (1) 事後評価の位置づけ

事後評価とは、交付期間の終了時に成果等を検証（PDCA サイクルにおける Check）して、その後のまちづくりに活かすための作業と位置づけられます。都市再生整備計画事業等の事後評価は、次の2点の考え方から構成されます。

- 都市再生整備計画事業等は、事前に設定した数値目標の達成状況を検証するなど、事後評価を重視した制度となっています。これは、事後評価の実施により、多様な主体への説明責任を果たす必要があるという考え方に基づいています。また、数値目標の達成状況だけでなく、まちづくりのプロセスも重要です。このことから、数値目標の達成状況及びまちづくりのプロセス等について、多様な主体にとってわかりやすく評価・可視化し、その結果を公表することが重要です。
- まちづくりは長期に亘って継続的に取組まれるべきものであり、都市再生整備計画事業等はそのうちの一時期を担うものです。このため、事前評価だけでなく、事後評価においても、長期的なまちづくりの上位計画に当たる立地適正化計画等との関係を考慮することが必要です。例えば、立地適正化計画のPDCA サイクルの評価（Check）として、都市構造再編集中支援事業のPDCA サイクルの評価（Check）を活用し、立地適正化計画の見直し（改善：Act）を行うことが可能になります。このように、事後評価作業を効率的・効果的に実施すること、事後評価結果を長期的・継続的なまちづくりにフィードバックすることが重要です。

#### (2) 事後評価の仕組み

##### ①事後評価の主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告します。

国は、市町村の評価結果に対して、必要に応じて助言を行います。

##### ②事後評価の時期

事後評価は、原則として都市再生整備計画事業等の交付最終年度又は交付期間の翌年度に行います。なお、翌年度から2期計画等を実施する場合は、交付終了年度中に事後評価を実施することにより、検討した改善方策等を2期計画等へ反映することができます。

交付最終年度に事後評価を実施する場合において、全ての事業が完了しておらず、未確定の数値がある場合には、事業完了後の見込みの状況を推計して評価します。見込みで評価を行った場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかつたために改善策を実施した場合には、交付期間が終了した翌年度や改善策の実施後等に改めて達成状況を確認し、確定の数値を求めるためにフォローアップを行うことが望ましいと考えられます。

- ・都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）の事後評価においても、社会資本整備総合交付金交付要綱等に準じることとします。なお、都市構造再編集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）については、事業完了後5年後の年度末までに、地方公共団体が事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置等の必要性の検討等を行う事後評価を実施する必要があります。詳細については、《事後：参考1》及び《事後：参考2》を参照して下さい。
  - ・都市再生整備計画事業（まちなかウォークアブル推進事業を含む）と社会資本総合整備計画の終了期間が同様の場合は、社会資本総合整備計画の事後評価として一体的に実施することも可能です。
  - ・翌年度から2期計画等を実施する場合は、事後評価を交付最終年度に実施することにより、交付最終年度に検討した改善方策や今後のまちづくりについて、反映することができます。
- ※なお、事後評価に資する事業効果の分析等の経費については、提案事業として交付対象事業に位置づけることも可能です。

### 《コラム》新型コロナウイルスの影響を踏まえた事業評価の実施

新型コロナウイルスの影響により、多くの市町村において目標値の達成が困難、指標の計測ができないといったケースが増えています。新型コロナウイルスの影響は長期化することが予想されていることから、新型コロナウイルスの影響を前提とした事業評価の実施が求められます。事業評価の各段階における対応策として、以下を参考にしてください。

#### ○まちづくりのプロセスを評価する指標を設定〈事前評価〉

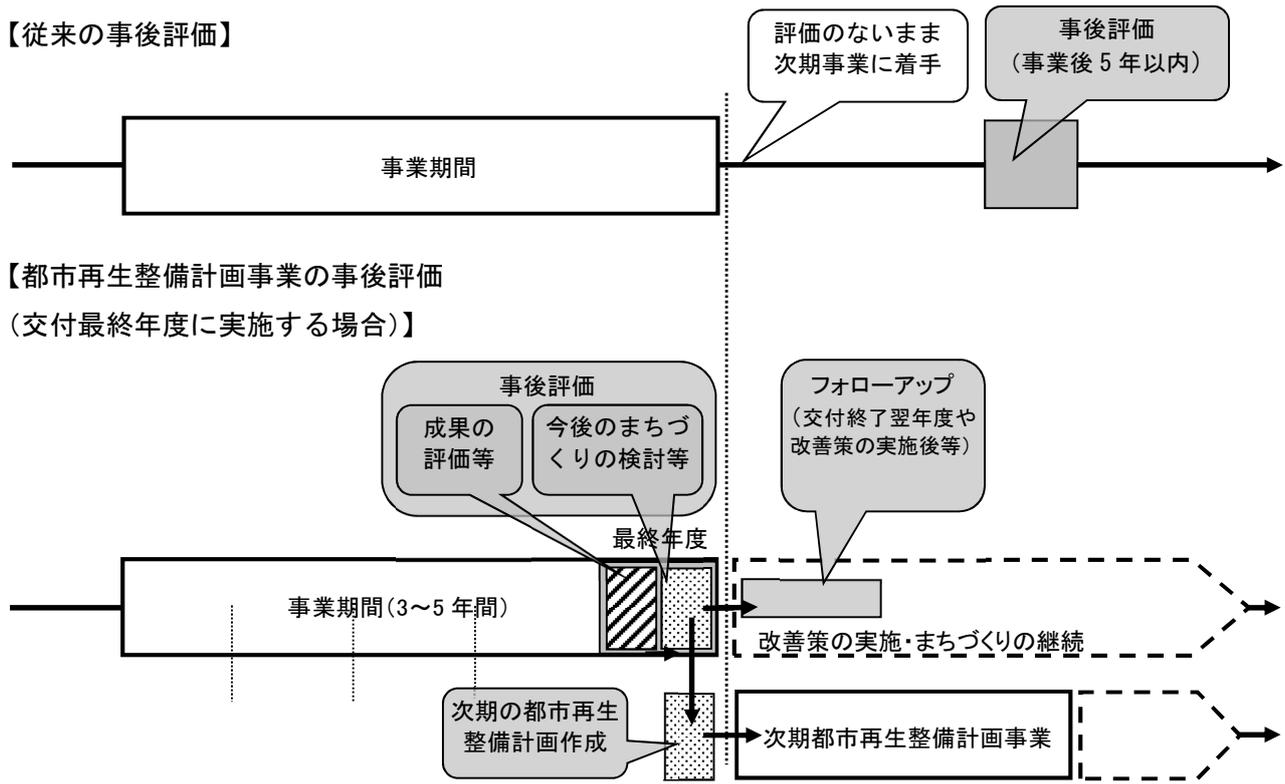
- ・歩行者数や空き店舗数等のアウトカム指標だけでなく、まちづくりに参画した団体・事業者数、地域住民の満足度等、プロセスを評価する指標の設定が有効です。

#### ○モニタリングの徹底と柔軟な計画変更〈モニタリング〉

- ・随時モニタリングを実施し、新型コロナウイルスの影響等がある場合は、数値目標や事業の進め方等について再検討し、計画変更することが望めます。

#### ○その他の数値指標や定性的効果発現による評価〈事後評価〉

- ・新型コロナウイルスの影響により、十分な事業効果が得られない場合、その他の数値指標の設定や定性的効果発現による評価により、事業効果の確認・検証を行うことが可能です。また、まちづくりのプロセスを評価する場合にも有効です。



■ 図 4-1 事後評価の時期（交付最終年度に実施する場合）

交付最終年度又は交付期間の翌年度に事後評価を実施することは、第 1 部で述べた都市再生整備計画事業等の事業評価体系の根幹をなす PDCA サイクルと大きく関連しています。すなわち、3～5 年間のまちづくりの成果を評価するとともに、まちづくりの課題が解決されたか、とり残されている課題はないか、今後なにをすべきか等について検討を行い（Check）、それを踏まえて、交付終了後の効果の持続や改善策を含めたまちづくり方策（Act）が遅滞なく実施されることを期待しています。

このように、交付期間が終了すれば当該地区のまちづくりは終了ということではなく、交付終了後も間断なくまちづくりを継続していくために、交付最終年度又は交付期間の翌年度に事後評価を実施するものです。

**（留意事項）**

交付最終年度に事後評価を実施した場合、評価を行う時点において未竣工の事業があったり、施設等が供用して間もなかったりするため効果が未だ発現していないことも考えられます。その場合には、事業完了後における達成見込みを推計するなどして評価を行います。

### ③事後評価の内容

事後評価は、まちづくりの目標の達成状況等を確認するとともに、今後のまちづくり方策を検討するもので、その基幹的部分は、次の項目で構成されます。

#### 1) まちづくりの目標の達成状況等の確認

まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証を行うもので、具体的な確認項目は表4-1のとおりです。

#### 2) 今後のまちづくり方策の検討

効果発現要因を整理して、今後のまちづくり方策を検討します。また、現状のままでは数値指標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成します。

#### 3) 評価結果のチェック

事後評価の合理性・客観性を担保するために、評価結果を地域住民・団体、民間企業等に公表し、意見がある場合はそれを適切に反映するとともに、第三者により構成される評価委員会で事後評価全般にわたる評価作業の適切さについて意見を求めたり、市町村独自の評価制度を活用したりすることができます。

■表 4-1 まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証

#### I. 成果の検証項目

##### ①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

・都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無を確認する。

##### ②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況

・事後評価の前提として、事業が適切に完了（完成）したことを確認する。  
・工期内に予定どおり完了（完成）することを確認する。

##### ③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

・事業期間中における都市再生整備計画の変更内容・理由、計画変更による数値目標への影響等を確認する。

##### ④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

・計画作成主体としての責務を果たすため、また PDCA サイクルにより長期的・継続的なまちづくりへ反映するために、都市再生整備計画に掲げた指標にかかる数値を計測し、目標の達成状況を検証する。

##### ⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

・事業の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の視点から説明することができる場合、④以外の数値指標やコメントを用いて、当該事業を評価する。

#### II. 実施過程の検証項目

##### ①モニタリングの実施状況

・事前に予定した事業のモニタリングを実施したか確認する。

##### ②官民連携による取組の実施状況

・事前に予定した官民連携による取組の実施状況について確認する。  
・事業の実施により、民間の関心度や活動の高まり等、新たな民間の動き等について確認する。

##### ③持続的なまちづくり体制の構築状況

・都市経営の視点から、持続的なまちづくりの体制が構築されたか、または、構築に向けた取組が推進したか等について確認する。

#### ④事後評価の手続き

- 1) 事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、指標の計測方法の確認、事後評価実施に関する庁内周知等のため、事後評価作業前に「方法書」を作成することが望ましいと考えます。
- 2) 事後評価の結果は、住民等への公表の手続きを経て、「事後評価シート」に取りまとめ、国に報告することとし、国は必要に応じて助言をすることとします。なお、「事後評価シート」の取りまとめに当たっては、評価委員会を開催し、学識経験者等の第三者の意見を求めたり、又は市町村独自の評価制度を活用したりすることができます。
- 3) 事後評価時に、数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかつたために改善策を実施した場合には、交付終了の翌年度や改善策の実施後等に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるためのフォローアップを行い、国に報告することが望まれます。なお、継続して2期計画等都市再生整備計画による事業を行う地区では、今後のまちづくり方策は新しい都市再生整備計画に反映されることとなります。

#### 《コラム》 事業の目的等に応じた事後評価の実施

都市再生整備計画に位置付けられた3事業（都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業）は、事業の目的、規模・内容等が異なるため、事後評価の進め方や内容も一律ではなく、事業特性に応じて実施することが重要です。

特に、まちなかウォークアブル推進事業においては、事業の特性から、定量・定性両面からの効果検証が有効であること、また、官民一体で実施したことによる事業効果を検証するために、民間の取組の評価にも重点を置き、事後評価を行う必要があります。

なお、都道府県等・民間事業者等が実施する都市構造再編集中支援事業においても、事業完了後5年後の年度末までに、事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置などの必要性の検討等を行う事後評価を実施する必要があります。詳細については、《事後：参考4》及び《事後：参考5》を参照して下さい。

## 2. 事後評価の手順

作業の手順としては、(1) 方法書の作成、(2) 事業の成果及び実施過程の検証、(3) フォローアップの実施の3段階があり、(1) 及び(2) は事業完了後(交付終了年度または翌年度等の適切な時期)に、また、(3) を交付終了の翌年度や改善策の実施後等にそれぞれ実施することが考えられます。

### (1) 方法書の作成

- ・「事業成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、また、事業評価実施に関する庁内周知等のため、事後評価実施年度の初頭までに、定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を事前に決めておき、これを「都市再生整備計画 事後評価方法書シート」(様式1【参考様式】、以下、「方法書」という)に取りまとめることが望ましいと考えます。



### (2) 事業の成果及び実施過程の検証(事後評価シートの作成を含む)

- ・都市再生整備計画事業等の成果とそこに至るまでの実施過程等について評価するとともに、評価結果をもとに、その結果に至った原因(以下、「効果発現の要因」という)を整理し、今後の対策(以下、「今後のまちづくり方策」という)を整理します。
- ・それらを評価原案として取りまとめ、住民等への公表や評価委員会の開催により第三者の意見を求めて見直し等を行うことも可能です。
- ・最終的に「都市再生整備計画 事後評価シート」(様式2【提出様式】)(※)に取りまとめ、住民等に公表するとともに、国へ報告します。まちづくりには多様な主体が関わっていることから、事後評価結果を公表し、主体間で共有することが重要です。

※独自の様式でも構いませんが、事業効果を定量的・定性的に説明でき、住民等への周知や確認、第三者機関(評価委員会等)等により、事業効果や事後評価作業の手続きが妥当であることを確認できる内容となっていることが重要と考えます。

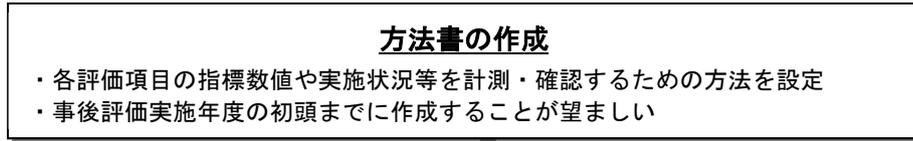


### (3) フォローアップの実施

- ・成果の評価において数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかつたために改善策を実施した場合に、適切な時期(交付終了の翌年度や改善策の実施後等)に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるための「フォローアップ」を実施することが望ましいと考えます。
- ・フォローアップは、これまでと同様に市町村自らが行き、実施結果を国へ報告するとともに、事後評価同様、住民等に公表することが望ましいと考えます。

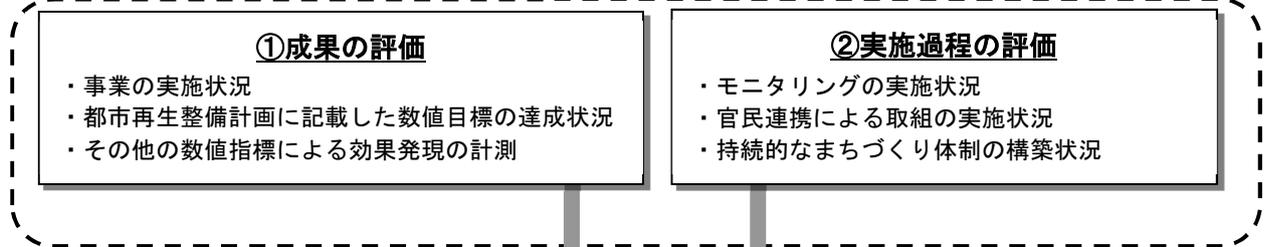
■図 4-2 事後評価の手順(例)

### (1) 方法書の作成

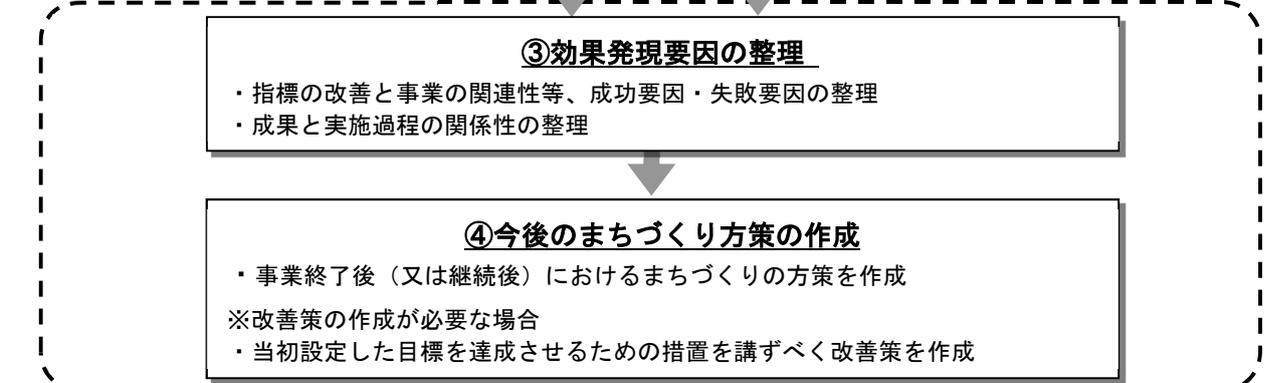


### (2) 事業の成果及び実施過程の検証 (事後評価シートの作成を含む)

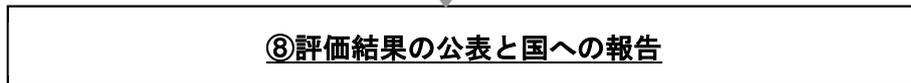
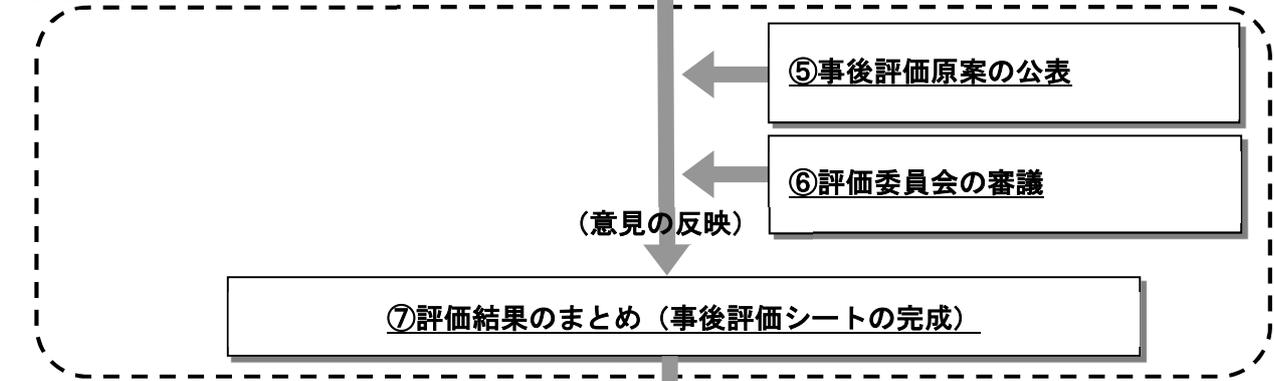
#### ▼まちづくりの目標等の達成状況を確認



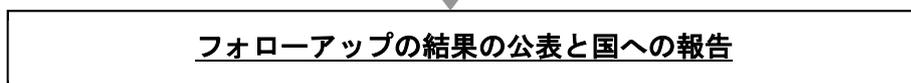
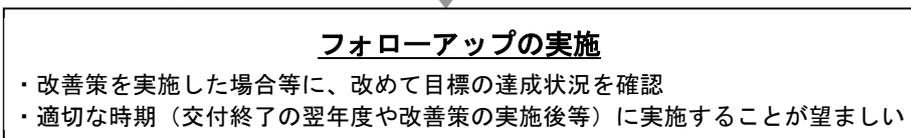
#### ▼今後のまちづくりを検討



#### ▼評価結果をチェック



### (3) フォローアップの実施



■図 4-3 事後評価の実施フロー（例）



**【用 語】**

<b>成果の評価</b>	事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、その他の数値指標による効果発現状況の評価を行うこと。
<b>事業の実施状況</b>	都市再生整備計画事業等（基幹事業・提案事業・関連事業）の予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等のこと。
<b>都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況</b>	都市再生整備計画に記載した指標（目標を定量化する指標）について、その数値目標（目標値）が、事後評価の時点で達成されたか否かを検証すること。
<b>その他の数値指標</b>	事業の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の定量的な指標を用いて効果の発現状況を検証する場合、その指標を「その他の数値指標」といい、効果発現状況を確認することができます。
<b>実施過程の評価</b>	事業の実施過程における、「モニタリングの実施状況」、「官民連携による取組の実施状況」、「持続的なまちづくり体制の構築状況」の評価を行うこと。
<b>効果発現要因</b>	成果と実施過程について、それぞれの評価結果に至った要因の整理を行うこと。成功・失敗に関わらず、ブレイン・ストーミング等の手法により分析・整理を行い、「今後のまちづくり方策」作成のための基礎資料づくりや事業に関わるデータ蓄積を行います。
<b>今後のまちづくり方策</b>	事業の実施によって得られた効果・影響、並びに事業実施過程を通して得られた知見を活かして、これからのまちづくりの方向性を記したものの。 なお、評価結果に応じ、改善の必要のあるものについては改善策も追加作成します。
<b>評価委員会</b>	事後評価の透明性・客観性・公正さを確保するため、評価結果について、評価委員会を開催し、学識経験者等の第三者の意見を求めることができます。なお、市町村独自の評価制度を活用することも可能です。

### 3. 事後評価の内容

#### 3-1 方法書の作成

市町村は、「事業の成果及び実施過程の検証」及び「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、また、事業評価実施に関する庁内周知等のため、事後評価実施年度の初頭までに方法書を作成することが望ましいと考えます。

方法書は、各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法をあらかじめ設定する、いわば、評価の“実施計画書”です。方法書の作成を実施する場合には、都市再生整備計画に記載した定量的な指標の計測時期や計測方法、各検討作業の時期や主体、検討手法等を「**様式 1 都市再生整備計画事業等 事後評価方法書シート**」【参考様式】に記載することが考えられます。

記載方法については、「**附属資料 3：事後評価 1. 方法書**」を参照して下さい。

事後評価にかかる一連の作業は、方法書に従うことで円滑に進めることができます。

ただし、方法書作成時には予期していなかった状況の変化等により他の方法を用いることが合理的な場合には、方法書に固執することなく適切に対応することとしますが、評価委員会を開催した場合には、その変更の適切性等を確認することも考えられます。

#### (留意事項)「事後評価工程表」【市町村持ち】【参考様式】の作成

方法書の記載内容について、各手続きの予定時期が適切かどうか(予定時期が前後逆転していないか、国への事後評価シートの提出期限までに全ての手続きが終えるように予定が組まれているかどうか)等についてチェックするために、「事後評価工程表」【市町村持ち】【参考様式】がありますので、適宜、活用して下さい。事後評価の工程管理用としても、適宜、活用して下さい。

## 3-2 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）

以下に従って評価及び検討を行い、その結果を「様式2 都市再生整備計画 事後評価シート」【提出様式】に記載して下さい。記載方法については、「附属資料3：事後評価 2. 事後評価シート」を参照して下さい。なお、独自の様式も可能ですが、事業効果を定量的・定性的に説明でき、住民等への周知や確認、第三者機関（評価委員会等）等により、事業効果や事後評価作業の手続きが妥当であることを確認できる内容となっていることが重要と考えます。

### （1）成果の評価

交付期間が終了した時点で交付金の効果がどの程度表れているのかを把握して、市町村が都市再生整備計画においてまちづくりの目標について達成状況を検証します。

評価にあたっては、エリア全体を視野に入れ、市町村の取組に限らず民間事業者等の取組を評価することが重要です。

#### ①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

都市再生整備計画に記載した目標（目標、目標を定量化する指標、目標値等）を当初計画から変更したかどうかを確認します。

#### ②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況（完成状況）

都市再生整備計画に記載した事業（交付対象事業・関連事業）の実施状況を確認します（予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等）。なお、確認にあたっては、都市再生整備計画（最終変更計画）との整合性の確認も必要です。

##### ア）交付対象事業の実施状況

交付対象事業が事後評価の時点で完了しているか、あるいは、交付終了年度末までに実施される見込みか、また、事業費等が当初計画からどの程度変更されたかを確認します。

##### イ）関連事業の実施状況

都市再生整備計画の目標の達成状況を確認する上では、関連事業の実施状況についても確認が必要です。事後評価の時点の関連事業の実施状況（完了又は実施される見込み）を確認します。

#### ③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

社会・経済情勢の変化や地域のニーズ等へ柔軟に対応していく中で、当初想定していた成果以上のものが得られたり、逆に当初期待していた成果が見込めなくなったり、目標と事業との間に不整合が生じることも考えられます。

このような場合には、都市再生整備計画の変更理由、及びその変更がどのような影響を与えたかを確認します。具体的には、変更が行われた事業名、変更の概要、まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響を検証します。

#### (留意事項) 事業が中止等の場合

市町村合併や財政事情等の理由により、事業が中止となることが考えられます。また、事業進捗の遅延等により交付対象事業が計画通りに実施できなくなることも考えられます。

このような場合には必ず、目標を定量化する指標や数値目標への影響及び目標と事業との整合性について確認して下さい。必要に応じて早い段階でモニタリング等を実施し、住民等への公表等を経て都市再生整備計画を見直す等の判断をされることを推奨します。なお、事後評価の直前になって目標達成が困難と見込まれる指標について、数値目標を下方修正するような安易な計画変更は不適切です。(このような場合には、数値目標を下方修正せず、事後評価において、目標達成が困難な要因等を分析し、改善策等を検討することが望ましいと考えます。また、検討に当たっては、事業担当課のみならず、庁内の他部署や外部の有識者(学識経験者、まちづくり専門家等)を交え、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。)

#### ④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標について、数値目標が達成できたか否かを検証します。

##### ア) データの計測時期

目標を定量化する指標ごとにデータの計測を行います。できる限り最新データが取得できる適切な時期に計測を行うこととします。ただし、その後の事後評価の手順及びそれに要する期間等を考慮すると、目安としては8~9月初め頃までには計測し終えていることが望まれます。

##### イ) データの計測方法

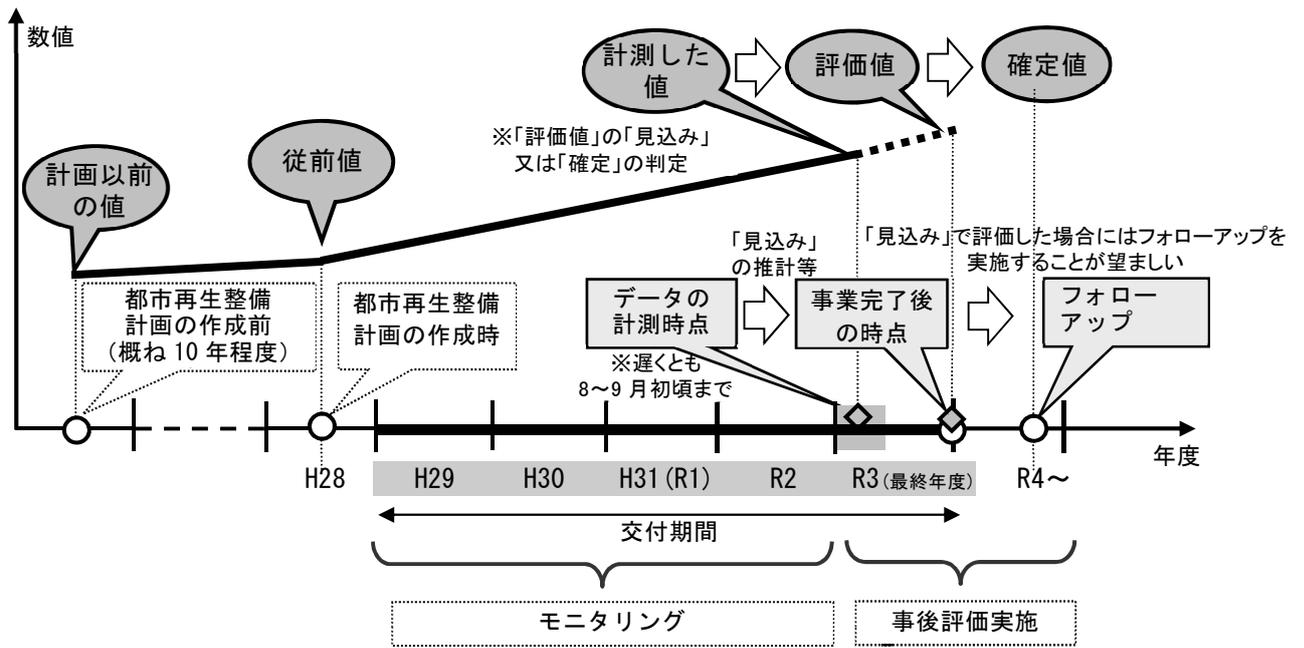
都市再生整備計画に記載された「従前値」の求め方と同様の方法で計測することを原則としますが、従前手法との計測誤差を確認した上で、新たなデジタルデータ・技術を積極的に活用し、効率的・効果的に進めることを推奨します。

##### ウ) 評価値の考え方

数値目標を達成したかどうかは、交付終了年度の事業完了後における値を「評価値」とし、これによって評価しますが、事業による効果発現状況等を考慮した上で適切な時期に実施するよう留意してください。

一方で、事後評価を交付最終年度に実施する場合には、計測時期の目安として8~9月初め頃までを想定しているため、多くの場合、事業が完了していないと考えます。よって、計測時点でのデータと過去の実績のデータ等を参考して、事業完了後における「見込み」の値を推計し、それを暫定的に「評価値」として代用します。

また、「見込み」の値を用いて評価を行った指標については、交付終了の翌年度等にフォローアップを行うことにより、事業完了後における「評価値」を「確定値」として求め直し、それをもって再度、数値目標が達成されたか否かを検証することが望ましいと考えます。



■ 図 4-4 評価に用いる値の概念の整理 (交付期間を H29～R3 年度とした場合)

### (参考) 見込みの評価値と確定の判別

計測結果をもとに見込みの「評価値」を推計し評価を行い、交付終了翌年度等にフォローアップを要するか、又は計測した値をそのまま「評価値」＝「確定値」として評価を確定させてよいかの判定は、次の考え方を参考にして下さい。

#### i) 「効果発現要因の整理」の予定時期まで事業が竣工している場合

事後評価を交付最終年度に実施する場合、8～9月初め頃までに計測を行うことが望ましい。

##### ▼事業完了時期に最新の値が計測できる指標

例：毎月最新の数値が出る指標、次年度の統計書で事業完了時期における数値を確定できる指標：住民基本台帳人口、施設利用者数、観光入込客数 等

- ・ 計測した値や過去の実績等をもとに事業完了後における「見込み」を推計して「評価値」とします。
- ・ 交付終了翌年度等にフォローアップを行い、「確定値」を求めることが望ましいと考えます。

##### ▼事業完了後においても、計測した値は変わらない可能性の高い指標

例：年1度の祭り等の客数、満足度等のアンケート調査 等

- ・ 計測結果は「評価値」であり「確定値」と考えてよい。(フォローアップは不要)

#### ii) 「効果発現要因の整理」の予定時期まで事業が未竣工で計測不能の場合

- ・ 類似施設の実績を根拠に当該施設の利用見込みを推計するなど、可能な限り定量的な推計を行って下さい。また、受益者と目される住民等に対するヒアリング等、定性的なデータから見込みを類推することも考えられます。いずれにしても、何らかの根拠をもって目標達成度の見込みについて必ず検討して下さい。
- ・ その評価の理由を明示し、評価委員会等の意見を聞くこと等が望ましいと考えます。
- ・ 交付終了翌年度等にフォローアップを行い、「確定値」を求めることが望ましいと考えます。

### エ) 目標達成度の考え方

事業効果が十分に発現し、数値目標の達成につながることを望ましいですが、社会・経済情勢の変化や予見ができない要因等により、事業の効果が十分に発揮されず、数値目標が達成できない場合も想定されます。

3～5年間の交付期間における指標の変化だけではなく、都市再生整備計画の作成以前(概ね10年程度以前)からの経年変化も見ながら、交付期間中のまちづくりの努力や、そもそも数値目標が妥当であったのかどうかという視点も含めて目標達成度を評価することを推奨します。また、目標達成度の評価について、評価委員会を開催し、意見を聴くことを推奨します。

なお、数値目標を達成していない場合でも、合理的な理由により交付終了後1年以内に達成が確実と見込まれる場合は「達成見込み」と判断することができます。ただし、その判

断が適切かどうかについては、評価委員会等の意見を聴くことを推奨します。(翌年度等にフォローアップを行い、「確定値」を求めることを推奨します。)

#### ⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

事業実施により、当初設定した指標では計測できない事業効果が発現する場合も想定されます。そのため、当初設定した指標とは別に、新たな定量的な指標（これを「その他の数値指標」と言います。）を追加し、効果の発現状況を検証することができます。

特に、地域や民間事業者の主体的な取組により、当初は想定していない、または当初の想定以上に、事業の効果が向上したり、エリアへ波及したりすることが考えられます。よって、民間事業者等を含めた多様な主体の取組を評価するために、積極的にその他指標を活用することを推奨します。

#### ⑥定性的効果発現の評価

近年のまちづくりでは、事業の規模や内容が多岐に渡り、小規模な取組も増えていることから、定量的な指標で評価できない効果の発現が予測されます。また、事後評価においては、数値指標の達成状況だけでなく、まちづくりのプロセスについても重要視していることから、定性的な評価の視点が必要です。よって、以下のような定性的効果発現状況について確認し、積極的に記載、評価することを推奨します。

- ・まちづくりに対する問い合わせの増加等、住民のまちづくりに対する機運が向上している
- ・まちづくり活動に参加する地域住民・団体、民間企業等が増えている
- ・地域の課題解決（賑わいづくり等）に向け、地域住民・団体、民間企業等が自主的・積極的に活動している
- ・地域住民、産・学、NPO法人、まちづくり会社等、多様な主体の連携による活動が増えている

### (2) 実施過程の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できたかどうか、という結果を評価するだけでなく、その結果に至るまでの実施過程を検証することも非常に重要です。

例えば、交付期間中にモニタリングを実施することは、地域住民・団体や民間企業等の声・反応を事業にフィードバックすることが可能となり、また、中間段階での進捗状況の確認により、適切な事業の執行と管理につながります。さらに、官民連携による取組の実施やまちづくり体制を構築することは、事業完了後の継続的なまちづくりの土台となります。

そこで、都市再生整備計画に「モニタリングの実施」、「官民連携による取組の実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」に関して記載した場合は、これらの状況や結果についても評価します。都市再生整備計画にあらかじめ記載がない場合でも、実際に上記の事項を実施した場合には評価対象として記載することが望ましいと考えます。

これらの記載は、次の段階の「(3) 効果発現要因の整理」や「(4) 今後のまちづくり方策」

の検討に当たり重要な検討材料となります。

### (3) 効果発現要因の整理

都市再生整備計画事業等では、効果をあげた成功要因については今後のまちづくりに活かし、十分な成果が出ていない場合にはその原因を究明して改善につなげることを重要視しています。そのため、成果（数値目標の達成／未達成）の評価で終わらせずに、その成果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析する効果発現要因の整理を行います。なお、整理にあたっては、事業実施によるまちづくり全体への影響や波及効果等についても確認することが必要です。

#### ①各指標の効果発現要因の整理

どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか、指標の改善と事業との関連性を確認して下さい。特に、都市再生整備計画事業等では、複数の事業の組合わせによる相乗効果の発揮を狙いの一つとしていますので、指標の改善に貢献した事業の組合わせやハード事業とソフト事業の連携などの視点で整理して下さい。

一方、指標の改善に寄与しなかった事業については、その要因の分析や反省点など、今後の改善につながる検討を行って下さい。

#### ②成果と実施過程の関係性の整理

事業の組合わせによる効果発現の分析と併せて、事業の実施過程も再確認し、モニタリングや官民連携による取組の実施、持続的なまちづくり体制の構築が、成果にどのような影響を与えたのかについても整理して下さい。

#### ③検討体制

上記の効果発現要因の整理に当たっては、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画が望まれるとともに、必要に応じて地域のまちづくり団体や有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後：参考3》を参照して下さい。

### (4) 今後のまちづくり方策の作成

実施した都市再生整備計画事業等をきっかけとして、段階的・連鎖的に取組を展開させ、エリア全体としての持続的な更新及び価値向上につなげるためにも、交付終了後におけるまちづくり方策について検討することが必要です。従って、「今後のまちづくり方策」は、成果の良否を問わず必ず作成するものです。

今後のまちづくり方策は、PDCA サイクルにおける A (Act=改善) でもあり、交付終了後のまちづくりの基本的な考え方を検討する P (Plan=計画) でもあります。事業の効果を交付終了後も持続・活用するために何をなすべきか検討する視点のほかに、達成できなかった目標ややり残した課題について、必要な措置を講ずる改善の視点も含めて検討する必要があります。

## ①まちの課題の変化

都市再生整備計画事業等を活用するきっかけとなった当該地区や地域のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について検証します。

## ②今後のまちづくり方策

今後のまちづくり方策は、これまでに整理した「(1) 成果の評価」「(2) 実施過程の検証」「(3) 効果発現要因の整理」の結果を踏まえ、今後必要となるまちづくりの方針やとるべき施策・事業等について幅広く検討します。

「(3) 効果発現要因の整理」は、個々の指標の成果に着目して要因整理を行うのに対し、「(4) 今後のまちづくり方策」では、都市再生整備計画事業等全体を俯瞰して、まちに及ぼした効果の持続・活用、未解決の課題の改善のあり方等を検討するものです。

従って、個々の指標が目標を達成したかどうかにかかわらず、そもそも事業を活用するきっかけとなったまちの課題まで立ち返って、課題解決の状況やまちの変化を確認し、計画そのものが課題解決に有効であったかどうか等を含めて検証を行い、さらに、これまでの評価結果(実施過程の評価や効果発現要因の整理)も踏まえて、総合的な視野をもって今後のまちづくり方策を検討します。

### (留意事項) フォローアップ計画の作成

数値目標の達成状況について「見込み」の値で評価した指標や交付期間終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標については、フォローアップにより「確定値」を計測することが望まれます。また、数値目標を達成していない指標については、今後のまちづくり方策の一環として改善策を検討しますが、改善策はフォローアップとして実施します。

そこで、今後のまちづくり方策には、これらのフォローアップ計画も含まれます。後述の「3-3 フォローアップの実施」を参照して下さい。

なお、当該地区において引き続き都市再生整備計画事業等を活用しようとする際には、今後のまちづくり方策とフォローアップ計画及び次期都市再生整備計画との間で整合が図られる必要があります。

## ③まちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方

都市再生整備計画事業等による経験を、当該地区における次期計画や他地区におけるまちづくり(施策及び事業等)に活用することが重要です。今後、まちづくりを行う地区に対する申し送り事項として、うまくできた経験、うまくいかなかった経験を整理し、どのように活用することが望ましいのか整理します。上位計画へのフィードバックといった活用も考えられます。

## ④検討体制

今後のまちづくり方策の検討に当たっては、効果発現の要因整理と同様に、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画が望まれるとともに、必要に応じて地域住民・団体や民間企業、外部の有識者(学識経験者、まちづくり専門家等)の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後：参考3》を参照して下さい。

## **(5) 事後評価原案の公表**

以上までの事後評価の手続きを終えると、「様式2 都市再生整備計画 事後評価シート」【提出様式】の大部分を記載することができます（独自様式を用いた場合も同様と考えます）。これまでの手続きにおける検討結果をまとめて「事後評価原案」を公表することも可能です。

公表の際には未だ事業期間中であるため、効果の発現については「見込み」で評価せざるを得ない指標があることも考えられますが、行政サービスの顧客は納税者である市民であることを考えれば、見込みも含めてこの段階での検討結果を公表した上で、寄せられた意見等をその後の事後評価に反映させることを目的としています。

公表すべき資料、公表方法、公表期間等については、《事後：参考4》を参照して下さい。

## **(6) 評価委員会の実施・有識者への意見聴取**

市町村は、事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、第三者によって構成される「評価委員会」の実施や有識者への意見聴取を行うことも可能です。事業の規模や特性等を踏まえ、市町村の判断により、必要に応じて実施することを推奨します。

評価委員会の構成例、進行・資料等については、《事後：参考5》を参照して下さい。

## **(7) 評価結果のまとめ（事後評価シートの完成）**

事後評価原案の公表及び評価委員会の審議、有識者の意見聴取等により寄せられた意見等を適宜、評価に反映させて、「様式2 都市再生整備計画事後評価シート」【提出様式】（添付様式も含む）を完成させます（独自様式を用いた場合も同様と考えます）。

## **(8) 評価結果の公表と国への報告**

都市再生整備計画の事後評価は、社会資本整備総合交付金交付要綱（令和4年3月31日最終改正）第10第1項及び都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱（令和4年4月1日）第2条の7第4項に基づき、評価結果をインターネットの利用等により公表するとともに、国へ報告しなければならないとされています。

### **① 評価結果の公表**

住民等に対する説明責任を果たすという意味でも、取りまとめた評価結果は公表することとします。評価結果を公表する際には、「事後評価原案」の公表と同様に住民等にわかりやすいように工夫して下さい。

### **② 国への報告**

国は市町村が行った事後評価の結果を確認し、必要に応じて助言を行います。

### 3—3 フォローアップの実施

フォローアップは、次の場合に実施することが望ましいと考えます。

- 数値目標の達成状況を「見込み」で評価を実施した指標について、「確定値」を計測する場合
- 交付終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標について、「確定値」を計測する場合
- 今後のまちづくり方策において「改善策」を必要とする場合

#### (1) フォローアップの実施時期

フォローアップは、交付終了後、目標を定量化する指標について「確定値」を計測できる適切な時期（交付終了の翌年度や改善策の実施後等）に実施することが望ましいと考えます。

#### (2) フォローアップ計画と実施内容

フォローアップによって、目標を定量化する指標の「確定値」や改善策実施後の値を計測し、改めて達成状況を確認することで評価を確定させます。

フォローアップ計画は、事後評価の「(4) 今後のまちづくり方策の作成」に含まれるもので、事後評価時にあわせて検討し、事後評価シートに記載します。フォローアップの実施は、このフォローアップ計画に従うことを原則とします。

事後評価で用いた「見込み」の値と、フォローアップによって計測された「確定値」との間に大きな差異がある場合や、改善策を実施しても目標が達成できなかった場合には、「今後のまちづくり方策」や「改善策」を再検証することを推奨します。

#### (3) フォローアップの公表と国への報告

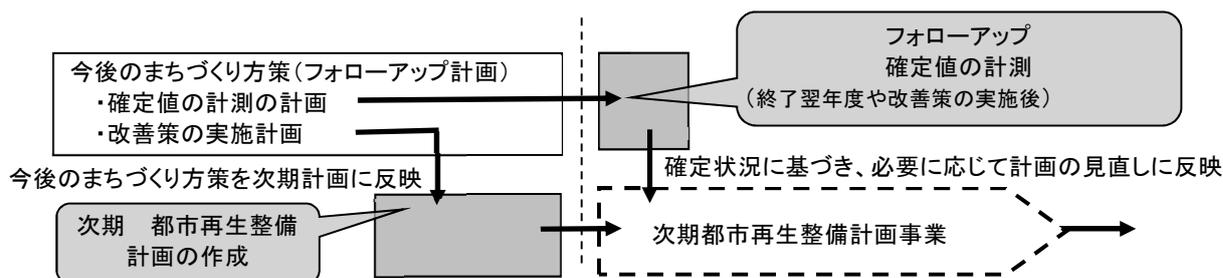
フォローアップの結果は、「様式4 都市再生整備計画 フォローアップ報告書」【参考様式】に記載して、国に報告するとともに、事後評価同様、インターネットの利用等により住民等に公表することが望ましいと考えます。

公表方法は、評価結果の公表方法に準ずることが考えられます。

#### (4) 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

事後評価を実施する地区において、引き続き都市再生整備計画事業等を活用する場合には、次期の都市再生整備計画事業等は、「今後のまちづくり方策」及び「フォローアップ計画」と統合が取られていることが望まれます。

一方で、第1期の事後評価作業と第2期の計画策定作業を同時期に行う必要があるため、早期に作業に着手するとともに、定期的に庁内関係各課や地域・民間事業者等への情報収集、意見交換等を実施する等、円滑に作業を進める工夫が必要です。



■図 4-5 次期都市再生整備計画事業等を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

# 《事後：参考1》 都市構造再編集中支援事業（都道府県・民間事業者等が実施する事業）に係る事後評価実施要領細目

## 第1 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱（令和4年4月1日付け国都市第147号。以下「交付要綱」という。）に規定する都市構造再編集中支援事業のうち都道府県・民間事業者等が実施する事業とする。

## 第2 事後評価を実施する事業

### 1 「事業完了」の定義

原則として、国庫補助事業が完了した時点とする。

### 2 「事業の単位」の定義

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

## 第3 事後評価の実施及び結果等の公表

### 1 事後評価の実施主体

- ① 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という）以外が施行者である補助事業については、地方公共団体が事後評価を行う。
- ② 機構が施行者である補助事業については、機構が、地方公共団体と十分な調整を図った上で事後評価を行う。

### 2 事後評価の実施時期

事業完了後5年後の年度末までに実施する。

### 3 「事後評価に係る資料」の内容

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となる以下の資料を作成する。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

- ① 事業概要
- ② 第4に定める項目に係る資料

### 4 改善措置の実施主体

- ① 改善措置の実施主体は原則として、施行者又は施行者を継承する者とする。
- ② 地方公共団体は改善措置の実施主体に改善措置を勧告するものとする。

### 5 結果等の公表方法

対応方針等の公表の方法は、国土交通省本省における閲覧等によるものとする。

## 第4 評価の方法

評価手法として、別に定める「都市構造再編集中支援事業（民間事業者が実施する事業）の事後評価項目（案）」等において、事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置等の必要性を検討する。

## 第5 施行期日

本細目は、令和2年12月18日から施行する。

《事後：参考2》 都市構造再編集中支援事業（都道府県・民間事業者等が実施する事業）の事後評価項目（案）

評価の視点	評価項目	評価内容・方法
① 費用対効果の算定基礎となった要因の変化	費用対効果の算定基礎となった要因の変化	事業採択時の費用対効果分析に際し、費用の算定に用いた指標及び便益の算定に用いた指標について、事後評価時点との変化を確認する。変化の大きいものについては、その理由を示す。
② 事業の効果の発現状況	施設の利用状況等	整備を行った施設における想定した効果の達成状況を判定する。あわせて、判定の理由を示す。
	事業目的から見た評価	事業目的の達成状況を確認する。達成されていない場合はその理由を示す。
	税収効果	事業前後の税収の変化を確認する。そして、補助金投入額と税収の増分との比較を行う。
③ 事業実施による環境の変化	自然環境に対する影響	事業の実施による自然環境への影響（大気汚染、水質、植生等）の有無を確認する。
	生活・居住環境等への影響	事業の実施による周辺環境（商店街の衰退、渋滞、地価等）への影響の有無及び地域住民の意識の変化を確認する。
④ 社会経済情勢の変化	社会経済状況の変化	社会経済状況の変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	関連計画、関連事業の状況の変化	関連計画、関連事業の状況の変化（関連事業の中止、計画変更、事業の遅延等）が事業に及ぼした影響について確認する。また、その変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	事業環境等の変化	当該事業の必要性、住民のニーズ等に関する変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、その変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
⑤ 今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性について説明し、今後事後評価が必要となる場合は、その時期及び方法を示す。
⑥ 改善措置の必要性	改善措置の必要性	改善措置の必要性について明確に説明し、改善措置が必要な場合は、その内容を示す。 また、これまでに既に実施した改善策がある場合は、その内容と効果について示す。
⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	他地区の事業計画等に反映できる事項がある場合は、その内容を示す。また、評価手法について見直すべき点（評価項目・内容の追加や削除等）がある場合はその内容を示す。
⑧ その他特筆すべき点	その他特筆すべき点	事業の計画時点では想定していなかったようなプラス面の効果があった場合は、その内容を示す。

## 《事後：参考3》 効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成について

### (1) 庁内関係各課等の参画の必要性

都市再生整備計画事業等で実施する事業は、都市計画や都市整備の分野のみならず、庁内の様々な部局が所管する施策に関係します。

例えば、都市構造再編集中支援事業の場合、都市機能誘導区域における誘導施設の整備のみならず、居住誘導区域内の公共公益施設の集約・再配置や公共交通機関等の利便性の向上、子育て層や高齢者等の住宅政策・福祉政策、避難所の改修等の防災機能の強化など、様々な分野に課題が関連しています。

また、行政だけでなく、地域住民・団体、民間企業等の多様な主体の関与・連携のもと事業が成り立っていることから、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」についても関連する庁内関係各課や地域住民・団体、民間企業、学識経験者等の参画を得て、多様な角度から分析・検討することが必要です。

### (2) 検討体制の例

「効果発現要因の整理」、「今後のまちづくり方策」とともに、庁内の関係各課の参画により検討することを推奨します。

次のような検討体制で実施することが考えられますが、ここに示すのはあくまでも一例ですので、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で人選を行って下さい。

■表 検討体制の例

分野		委員
庁内関係課		企画調整課、都市計画課、公園緑地課、建築住宅課、道路整備課、福祉課、文化振興課、教育委員会、区役所まちづくり課（※政令指定都市の場合）等
外部有識者	地域のまちづくり団体	住民（町内会・自治会等）、商工会議所、社会福祉協議会、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、まちづくり会社、都市再生推進法人、民間企業 等
	学識経験者	大学・高等専門学校教授・准教授、国・県の有識者 等
事務局		都市整備課（＝担当課）

#### （留意事項）外部有識者の参画

外部有識者の参画は市町村の任意ですが、参画を求める場合には、地元関係者から率直な意見を聴いたり、専門家から各地の事例等をもとにまちづくりの効果や今後のまちづくりの方向性、新たな課題等を示唆していただくことも考えられますので、次のような幅広い分野から人選することを推奨します。

- ・事業の関係・協力者（都市再生推進法人、民間企業等）や当該地区のまちづくりに精通

している者（自治会長、商工会議所、社会福祉協議会、青年会議所、まちづくりにかか  
るNPO法人・市民団体、まちづくり協議会、まちづくり会社等）

- ・ 大学や高等専門学校等の教員、建築士、技術士等、都市計画やまちづくり一般について、  
相当専門的な知見を有する者
- ・ 新聞論説委員、シンクタンク研究員、国や都道府県職員等、全国各地のまちづくり事例  
等について幅広い知見を有する者

また、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」にかかる検討の場以外の機会  
において、市町村が任意に外部有識者に対し個別に意見や助言を求めることについては、必  
要に応じて任意に実施して下さい。

**(3) 検討内容や意見聴取の論点**

「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討、任意の意見聴取等を実施するに当  
たっては、次のような検討の論点を示した資料や、事業地区にかかる地図や写真の添付、事業効果  
を示すグラフやデータ等を準備すると、議論や意見聴取が円滑に進むものと思われま

す。ここに示すのはあくまでも一例ですので、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、検  
討を行って下さい。

**①効果発現要因の整理に関する検討事項の例**

<p><b>ア) 成果の評価について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市再生整備計画に掲げた指標の数値目標と成果の評価はどうか。</li> <li>・ 定量的には表現できない定性的な効果はないか。</li> <li>・ その他、計画当初は想定していなかった良好な効果があったか。</li> </ul>
<p><b>イ) 実施過程の検証について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングを実施したことが、事業の推進にどう寄与したか。</li> <li>・ 住民参加プロセスが、事業の推進にどう寄与したか。</li> <li>・ 持続的なまちづくり体制の構築が、事業の推進にどう寄与したか。</li> </ul>
<p><b>ウ) 効果発現要因の整理について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各指標で改善が図られているか。その成功要因は何か。</li> <li>・ 各指標で改善がうまくいかなかったところがあるか。そのうまくいかない要因は何か。</li> <li>・ どの事業とどの事業の組み合わせを行ったことが指標の改善につながっているか。</li> <li>・ 当初期待したような、まちづくりへの良い効果が得られているか。</li> </ul> <p><b>【例】</b> →交流施設は日常的に地域住民の活動・交流の場として利用されているか。  →駅周辺エリアにおいて、利便性や快適性、安全性は向上したか。  →公園や広場等の公共空間において、住民等が利用しやすく、開かれた空間になっ  ているか。</p>

## ②今後のまちづくり方策の作成に関する検討事項の例

<p>ア) 今後のまちづくり方策の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ まちの課題が事業によって解決したか。やり残した課題はないか。 【例】 →整備した交流施設を多くの市民が利用しており、事業の効果は一定程度発現しているが、まちなかの回遊性や賑わいの創出にどうつなげていくか。 →広場において、休日はイベント等が開催され賑わっているが、日常的な利用が少なく、十分に活用されているとは言えないのではないか。 →駅周辺に施設が整備され、便利になったが、公共交通サービスとの連携が十分に図られていないのではないか。</li><li>・ まちづくりの効果を今後とも持続させるには何をすべきか。</li><li>・ 事業を行ったことによって発生した新たな課題はないか。 【例】 →来街者が増加したことはよいが、災害時に住民及び来街者の安全をどう確保すべきか。 →車道を狭くして歩道を広げたのはよいが、違法駐車のために自動車が通りにくくなり、渋滞が発生するようになった。</li><li>・ まちづくりの成果の他地区への活用は見られないか。 【例】 →当該地区の事業に触発されて、住民等のまちづくりへの参加意識が高まったり、まちづくり組織が設立されるなど、地域のまちづくり活動が活発になった地区があるか。</li></ul>
<p>イ) 目標が達成できなかった指標について改善策について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ どのような改善策を講じることが相応しいか。</li></ul>

## ③資料準備の例

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市再生整備計画にかかげた、まちづくりの目標や指標、指標の数値目標</li><li>・ 事業地区にかかる地図、事業内容や事業箇所</li><li>・ 完成イメージパース、事業前後・事業中の状況（まちの変化の様子）のわかる写真</li><li>・ 指標の推移を示すグラフやデータ（交付期間中のデータだけでなく、都市再生整備計画の作成以前からのデータ（概ね過去5年程度前）も含めることが望ましい）等</li></ul>
---

## 《事後：参考4》 事後評価原案の公表、事後評価結果の公表について

### (1) 公表すべき資料

「事後評価原案の公表」、「事後評価結果の公表」とともに、公表する資料は市町村の任意ですが、最低限、次の2点の資料を作成し、公表して下さい。

- ・ 「様式2 都市再生整備計画 事後評価シート」【提出様式】のうち、総括的な記載を行う様式2-1及び2-2の作成原案、又はそれと同等の内容が記載された資料
- ・ 今後のスケジュール（評価委員会の予定（設置した場合）、評価結果のまとめ及び公表並びに国への報告の予定、フォローアップの予定等 のうち該当するもの）について記載した資料

なお、単に上記資料を掲載するだけではなく、補足資料として、地区の地図やイメージ絵、写真の添付、事業効果を示すグラフや解説、このような評価に至った理由の解説なども添えて、住民等にわかりやすく公表することが重要です。

### (2) 公表方法

事後評価結果は、社会資本整備総合交付金交付要綱（令和4年3月31日最終改正）第10第1項により、インターネットの利用等により公表するとされていることから、「事後評価原案の公表」及び「事後評価結果の公表」は、市町村ホームページへの記載が考えられますが、広報紙や地域のまちづくりニュース、多くの市民等が利用する場所への掲示等、市民等に広く周知するための工夫を行ってください。

また、住民等が容易に意見を述べることができるよう、意見の送付先を必ず明示して下さい。寄せられた意見等については、評価委員会を設置した場合には、報告することが望ましいと考えます。

### (3) 公表期間

#### ①「事後評価原案の公表」の場合

公表期間は市町村の任意としますが、十分な期間をとるようにして下さい。

#### ②「事後評価結果の公表」の場合

公表期間は1年以上が望ましいと考えます。まちづくりの記録として永久的にウェブサイトへ掲載することも考えられます。ただし、フォローアップを実施している場合には、フォローアップを終了するまでは公表するものとし、フォローアップ実施後は、フォローアップ結果の公表のために公表期間を適宜、延長して下さい。

また、市町村は、国や住民等から求めがあった場合に備えて、事後評価シートの閲覧が可能である状態を保っておかなければなりません。

文書保存や情報公開に関する対応については、それぞれの市町村の規程に従って下さい。

## 《事後：参考5》 評価委員会について

### (1) 評価委員会について

前述のとおり、事後評価の透明性、客観性及び公正さの確保のため、評価委員会を開催し、学識経験者等の第三者の意見を聴いたり、又は市町村独自の評価制度を活用することができます。

評価委員会は、事後評価に当たり新たな委員会を設置する場合と、市町村が設置している既存機関（例えば事業評価監視委員会、都市計画審議会、その他の行政評価、まちづくりに係る委員会等）における委員を評価委員会の委員とする場合が考えられますが、市町村の実情や事業特性等を踏まえ、効果的・効率的な方法での開催が望まれます。

新たな委員会を設置する場合には、学識経験のある有識者のほか、建築士、技術士、まちづくりにかかる審議会等の委員を務める者、議会議員など、まちづくりや行政運営等について相当の知見を有する者を委員とすることも考えられます。さらに、評価対象地区の地区特性や事業特性を考慮して、商工会議所、青年会議所、まちづくりにかかる都市再生推進法人、NPO 法人・市民団体、自治会長、民間企業等、関係機関や地元関係者の代表を必要に応じて委員に加えることも考えられます。

なお、当該市町村職員（特に幹部職員）を委員とすることは事後評価の中立性・客観性を損なう可能性があるため必要最小限に限り、市町村職員は委員会の事務局側として参画することが望まれます。

### (2) 評価委員会の構成例

前項を踏まえ、評価委員会の委員構成の参考例を示します。実際の人選に当たっては、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で人選を行うことが考えられます。

■表 評価委員会の委員構成の例

独自に委員会を設置	【大都市及び近郊】大学教授（政策系）、大学教授（まちづくり系）、NPO 法人理事長 計 3 名 【地方都市】大学教授、建築士、商工会議所、青年会議所 計 5 名 【地方町村】大学教授、町議会議員、まちづくり協議会、町内会 計 4 名	
既存機関を活用	既存機関を活用	【大都市及び近郊】 市事業評価審議会 【地方都市】 都市計画審議会 【地方都市】 市住宅政策審議会
	既存機関+学識者	【大都市及び近郊】 都市計画審議会 23 名+大学教授 2 名 計 25 名 【地方町村】 まちづくり協議会（NPO 法人代表、町内会長、商店街等） 13 名+大学教授 計 14 名
	既存機関から人選	【大都市及び近郊】 都市計画審議会の委員のうち大学教授の 3 名だけに委嘱 計 3 名

なお、既存機関の委員構成の例を示します。学識経験のある有識者、建築士等のまちづくりや行政運営等について知見を有する者、その他、地元関係者や関係機関等の者が参画する委員構成の例として参考にして下さい。

■参考 既存機関の委員構成の例

<b>A 市都市計画審議会の例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○○大学工学部建築学科 教授</li> <li>○○大学大学院 講師</li> <li>○○商工会議所 会頭</li> <li>○○消費者協会 会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○青年会議所 理事長</li> <li>都市計画マスタープラン策定委員</li> <li>市議会議員</li> </ul>
<b>B 市公共事業再評価委員会の例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○○大学経済学部 教授</li> <li>○○大学工学部 教授</li> <li>○○商工会議所 事務局長</li> <li>○○婦人会連絡協議会 会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○新聞社 社長</li> <li>○○設計事務所 社長</li> <li>○○法律事務所 弁護士</li> </ul>
<b>C 市行政手続審議会の例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○○大学工学部 教授</li> <li>○○大学大学院政策科学研究科 教授</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○新聞社 論説委員</li> <li>株式会社○○ 社長</li> <li>○○法律事務所 弁護士</li> </ul>

### (3) 評価委員会の設置、運営に関する注意事項

評価委員会を設置する場合には、次の点に注意して運営することが望ましいと考えます。

#### ①委員会の設置上の注意事項

評価委員会は、3名以上の委員により構成することが望ましいです。また、学識経験のある有識者を含めることも可能です。さらに、市町村の委員会に関する内部規程に従って設立することが望まれます。

市町村の内部規程によっては、委員の定数や任期の制限、他の委員会・審議会との兼任の制限、委員会への男女共同参画、市町村職員の委員任命の制限等を定めている場合があります。これらに注意して下さい。

#### ②地方自治法との関係

地方自治法第138条の4第3項<sup>1</sup>では、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会等を設置できるとしていますが、評価委員会は、そのような位置づけで設置することを想定していません。

ただし、市町村の規程によっては、附属機関に準ずるものと解釈して、市町村長が設置する委員会という扱いを受ける場合があります。

いずれにしても、市町村における委員会設立にかかる規程に従うことを推奨します。

#### ③委員会運営上の注意事項

評価委員会の公開、議事録の公表等、情報公開については、市町村の規程に従うことを推奨します。

委員会として成立するための定足数等についても、市町村の規程に従うことを推奨します。なお、そのような規程がない場合には、定足数は市町村の任意ですが、欠席者が多い場合、委員会開催の妥当性に疑問が生じる可能性がありますので、注意して下さい。

委員会は、必要に応じて開催することが考えられます(1回～複数回)。複数回開催することにより、充実した審議が期待できます。

委員会で審議すべき事項が適切に審議されるために想定している会議時間は1.5時間～2時間程度と考えられます。既存機関を評価委員会として位置づけて実施する場合には、十分な審議時間が確保されるようにすることを推奨します。

会議開催前に地区を現地見学すると、委員全員に共通認識を持つことができ、充実した審議が期待できます。

---

<sup>1</sup> 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

■表 評価委員会の開催概要

<p>目的</p>	<p>i) 事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合は、意見の具申を行います。</p> <p>ii) 今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合は、意見の具申を行います。</p>
<p>委員構成</p>	<p>3名以上の委員により構成することが望ましいです。</p> <p>また、委員には学識経験のある有識者を含めることも可能です。</p> <p>※市町村が設置している事業評価監視委員会等の既存機関を評価委員会と位置づけることができます。</p>
<p>主な 審議事項</p>	<p>評価委員会は、その目的を達成するために次の事項について審議することができます。</p> <p>i) 事後評価制度の概要説明</p> <p>ii) 当該地区におけるまちづくりの経緯説明</p> <p>iii) 事後評価手続き等にかかる審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書(※)について</li> <li>・成果の評価について</li> <li>・実施過程の評価について</li> <li>・効果発現要因の整理について</li> <li>・事後評価原案の公表について</li> </ul> <p>iv) 今後のまちづくりについて審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のまちづくり方策について</li> <li>・フォローアップ計画について</li> </ul> <p>v) 評価委員会後のスケジュール</p> <p>※方法書の作成は任意ですが、指標の計測方法の確認、事後評価実施に関する庁内周知等のためには、作成することが望ましいと考えます。</p>
<p>開催回数</p>	<p>必要に応じて開催します。(1回～複数回)</p>

#### (4) 評価委員会の進行及び必要資料

評価委員会の主な役割は、「事業評価手続き等にかかる審議」と「今後のまちづくり方策等に係る審議」の2点が考えられます。

委員会の議事を円滑に進めるために、下記に推奨する委員会の議事進行及び会議資料の例を示します。

■表 推奨する議事進行と会議資料（例）

推奨する議事進行	推奨する会議資料
1. 開 会(事務局)	・議事次第
2. 市町村挨拶(事務局)	
3. 委員紹介(事務局) 必要に応じて座長選出(事務局)	・委員名簿、委員会設置要綱
4. 議 事	
議事1: 事後評価制度の概要説明(事務局) ・評価委員会の目的等について	・制度概要資料、事後評価実施要領
議事2: 当該地区におけるまちづくりの経緯説明(事務局) ・都市再生整備計画の内容、実施した事業内容、地区の変化等について	・都市再生整備計画 ・地区の地図、事業前後の写真等
議事3: 事後評価手続き等にかかる審議 【報告】(事務局) ・方法書について※作成した場合 ・成果の評価について ・実施過程の評価について ・効果発現要因の整理について ・事後評価原案の公表について 【審議】(座長) →座長の進行により審議及び意見交換、最後に事後評価が適切に実施されたかを確認	・方法書※作成した場合 ・事後評価シート ・指標のバックデータ ※数値の経年データ、アンケート結果等 ・住民参加の開催記録 ・持続的まちづくり体制の団体名等 ・公表方法、公表期間、意見等に関する資料
議事4: 今後のまちづくりについて審議 【報告】(事務局) ・今後のまちづくり方策について ・フォローアップ計画について 【審議】(座長) →座長の進行により審議及び意見交換、最後に今後のまちづくり方策について妥当性を確認  ※次期の交付金事業を計画している場合には、「今後のまちづくり方策」の検討と関連して、次期の都市再生整備計画について意見聴取することが望ましい。	・参考となる資料があれば
5. 評価委員会後のスケジュールを報告 【報告】(事務局) ・事後評価シートの最終取りまとめと国への報告、評価結果の公表等、評価委員会後の手続きについて	・今後のスケジュール
6. 閉 会	